

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（案）及び総合戦略（案） に係るパブリック・コメント実施要領（案）

1 趣旨

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たり、「土浦市パブリック・コメント手続に関する要綱」に基づき、人口ビジョン（案）及び総合戦略（案）を公表し、広く市民の皆様の御意見を募集するものです。

2 パブリック・コメント（意見の聴取）の対象

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（案）及び総合戦略（案）

3 意見の募集期間

令和6年12月9日（月）～令和7年1月10日（金）

4 人口ビジョン（案）及び総合戦略（案）の公表・閲覧

- ・市のホームページで周知します。
- ・人口ビジョン（案）及び総合戦略（案）については、市のホームページに掲載するとともに、市政企画課、情報公開室、各支所・出張所及び各地区公民館で閲覧することができます。

5 意見を提出できる方

- ・土浦市内に住所のある方又は通勤・通学している方
- ・土浦市内に事務所等のある個人・法人その他の団体の方

6 意見の提出方法

- （1）意見を記載した文書は、持参、郵便、FAX、電子メール又は入力フォームのいずれかの方法により、募集期間中に氏名、住所、所在及び連絡先を御記入の上、下記宛てに提出してください。

持参、郵送の場合	〒300-8686 土浦市大和町9番1号 土浦市市長公室政策企画課	郵送の場合は、封筒に「第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（案）及び総合戦略（案）に対する意見」と記入してください。
FAXの場合	029-822-9252	件名に「第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（案）及び総合戦略（案）に対する意見」と記入してください。
電子メールの場合	kikaku@city.tsuchiura.lg.jp	
入力フォームの場合	フォームのURL 二次元コードを掲載予定 ↑フォームの二次元コード	所定のフォーマットにアクセスの上、ご送信ください。

(2) 注意事項

- ・ 電話による御意見は、聞き取り誤り等の正確性を欠くおそれがあることから、受付はいたしません。
- ・ 提出者の氏名、住所又は連絡先が不明な意見は無効とします。また、氏名、住所又は連絡先の記載があった場合であっても、「5 意見を提出できる方」の条件に該当しない場合は無効とします。
- ・ 提出された意見に付された個人情報については、他の目的に使用することはありません。

7 御意見の整理

- ・ 御意見の整理等については、政策企画課において行います。
- ・ 提出された御意見の内容（氏名、住所及び連絡先を除きます。）及び御意見に対する市の回答や考えを市のホームページなどで公表いたします。（類似の御意見については、集約する場合があります。）なお、個別の回答はいたしません。
- ・ 公表は、後日、市のホームページに掲載するとともに、情報公開室、各支所・出張所及び各地区公民館で閲覧することができます。

8 問合せ先

土浦市市長公室政策企画課 電話 029-826-1111（内線 2425）